I 組織の概要

県の行政は、県という一つの地方公共団体が、地方自治の本旨に基づいて県民全体の福祉の向上のために必要な組織や機構を備えて運営しています。

千葉県の組織は、知事の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を 有する執行機関によって系統的に構成されています。

1 知事部局

知事に直属する知事部局は各部・課・局と各出先機関(支所等を含む。)に 分かれており、各部・局の名称と所掌する事務の概要は、次表のとおりです。

部局名	所掌事務	部局名	所掌事務
総務部	 県の組織及び職員に関すること。 議会及び県の行政一般に関すること。 県の予算、税その他の財務に関すること。 市町村その他公共団体の行政一般に関すること。 	商工労働部	 商業及び鉱工業に関すること。 新産業の創出に関すること。 観光及びコンベンションの振興に関すること。 計量に関すること。 労働に関すること。
	5. 文書に関すること。6. 私学に関すること。7. その他他部の主管に属しないこと。	農林水産部	 農業、林業及び水産業に関すること。 食料の安定供給に関すること。
総合企画部	1. 県の基本政策の立案に関すること。 2. 政策の評価及び総合調整に関すること。 こと。		3. 農地関係の調整に関すること。4. 土地改良に関すること。5. 漁港に関すること。
	3. 広報、広聴及び統計並びに国際化に 関すること。 4. 男女共同参画に関すること。	県土整備部	 都市計画及び宅地開発に関すること。 道路に関すること。
防災危機管理部	 危機管理の総合調整に関すること。 消防及び防災に関すること。 高圧ガス等の保安に関すること。 		3. 河川に関すること。 4. 港湾(漁港を除く。) その他土木 に関すること。
健康福祉部	 健康の保持及び増進に関すること。 社会福祉に関すること。 社会保障に関すること。 生活衛生に関すること。 人権啓発に関すること。 		5. 下水道に関すること。6. 建築の指導に関すること。7. 住宅に関すること。8. 営繕に関すること。
環境生活部	1. 自然環境の保全に関すること。		
	 公害の防止に関すること。 廃棄物の処理に関すること。 スポーツ及び文化の振興に関すること。 消費生活の安定及び向上、青少年の健全な育成、交通安全対策その他の県民生活の向上に関すること。 	出納局	 本庁の各課及び各かいの会計 検査に関すること。 物品、現金及び有価証券の出納 及び保管に関すること。 歳入歳出決算に関すること。

2 公営企業

公営企業は、県が直接住民の福祉の増進を目的として経営する企業を言います。 公営企業は、独立採算を基礎とする経営体で、一定の権限を持った管理者を置き、 その事務を処理するため、必要な組織を設けています。

県の各公営企業の名称と所掌する事務の概要は、次表のとおりです。

公営企業名	f企業名	
企 業 局	1. 生活用水の供給等に関すること。 2. 工業用水の供給に関すること。 3. 保有土地及び施設の譲渡、貸付け又は管理等に関すること。	
病院局	1. 県民の健康保持に必要な医療を高度で特殊な専門病院及び地域の中核的な病院において提供すること。	

3 議会事務局

議会には事務局が置かれ、事務局長以下の職員が議長の命を受け、議会の庶務を 行っています。

4 委員会・委員

委員会・委員は、独立の執行機関として、県の事務の一部を処理します。 委員会・委員の名称と所掌する事務の概要は、次表のとおりです。

委員会・委員名 所掌事務 学校・その他の教育機関の管理、教職員の任免その他人事、教育財産の管理、 教育委員会 その他社会教育、文化財の保存活用、生涯学習の振興など 警察の行政及び運営の管理など 公安委員会 選挙の適正な管理執行など 選挙管理委員会 県の仕事が正しく合理的に行われているか、経費が有効に使われているかなどを 查 県職員の採用、給与勧告、措置要求・不服申立の審査に関する事務など 人 事 委 員 会 中立公平な立場で、労働組合と使用者との間の問題を解決することなど 労 働 委 員 会 海における漁業生産力を発展させるための調整、指導をする事務など 海区漁業調整委員会 河川湖沼における漁業生産力を発展させるための調整、指導をする事務など 内水面漁場管理委員会 土地収用法に基づく土地の収用、使用に関する裁決、その他の事務など 収 用 委 員 会







